

一般社団法人河津デイズ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人河津デイズと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県賀茂郡河津町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に河津町及び伊豆地域における住民同士の交流、こども若者の社会参画支援に関する事業を行うことで、こども若者の地域に対する誇りと愛着並びに多様な価値観と人生観の醸成、ひいては地域の活性化と賑わいの創出に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の交流事業
- (2) 地域資源の発掘及び発信事業
- (3) 地域活性化事業
- (4) こども若者の社会参画支援事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、会員資格喪失の理由の如何を問わず、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分

- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 社員の除名
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集する場合には、総社員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 社員総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第18条 社員総会における決議事項は、第15条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散
 - (4) その他法令で定められた事項

(議決権等)

第19条 各正会員の議決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法によって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 3 前項の規定により議決権を行使した正会員は、第17条、第18条第2項及び第3項、第20条第1項第2号の適用については、社員総会に出席したものとみなす。
- 4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による議決権を行使した者又は議決権行使の委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 出席した理事の氏名
 - (5) 議長の氏名
 - (6) 議事録作成者の氏名
- 2 議事録には、議長及び社員総会に出席した理事が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、理事1名以上10名以内を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(職務)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の残存期間と同一とする。
- 3 理事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第26条 理事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 理事には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第6章 計算

(事業年度)

第27条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第28条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第30条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 この法人が清算をする場合において有する残余財産の帰属は、社員総会の決議によって定める。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第32条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第33条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から令和6年6月30日までとする。

(設立時の役員)

第34条 この法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 植田 耕一郎

設立時代表理事 植田 耕一郎

(設立時社員の氏名及び住所)

第35条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

氏名	住所
植田 耕一郎	
山本 至誠	

(法令の準拠)

第36条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人河津デイズ設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和6年4月2日

設立時社員 植田 耕一郎

設立時社員 山本 至誠